

第 45 号議案

大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生^{さい}犀星資料館改築その他工事請負契約について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生^{さい}犀星資料館改築その他工事請負契約について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立馬込第三小学校及び仮称大田区室生^{さい}犀星資料館改築その他工事
鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
地下 1 階地上 5 階建 延床面積 11, 712. 75 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 97 億 6, 800 万円
- 4 契約の相手方 港区芝四丁目 8 番 2 号
青木あすなる・湯建・蔵王建設工事共同企業体
代表者 港区芝四丁目 8 番 2 号
青木あすなる建設株式会社 東京土木本店
常務執行役員東京土木本店長 清 治 茂
構成員 大田区大森西二丁目 32 番 4 号
株式会社湯建工務店
代表取締役 大 関 泰 子
構成員 大田区大森西二丁目 7 番 2 号

株式会社蔵王建設

代表取締役 結 城 好 樹

5 工 期 契約有効の日から令和12年6月28日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 46 号議案

大田区立安方中学校校舎改築その他工事（Ⅱ期）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立安方中学校校舎改築その他工事（Ⅱ期）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立安方中学校校舎改築その他工事（Ⅱ期）
鉄筋コンクリート造
一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造
地上 2 階建 延床面積 2,288.26 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 21 億 9,450 万円
- 4 契約の相手方 大田区下丸子二丁目 20 番 1 号
北信・河津建設工事共同企業体
代表者 大田区下丸子二丁目 20 番 1 号
北信土建株式会社 東京支店
東京支店長 渡 邊 和 利
構成員 大田区東嶺町 30 番 17 号
株式会社河津建設
代表取締役 河 津 修 平
- 5 工 期 契約有効の日から令和 10 年 2 月 29 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39

年条例第5号) 第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 47 号議案

大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事（長寿命化）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事（長寿命化）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立南六郷くすのき園大規模改修工事（長寿命化）
鉄筋コンクリート造 地上 2 階建
延床面積 1,714.61 平方メートル
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札に付したが落札者がいないため、随意契
約とする。
- 3 契約金額 金 7 億 3,700 万円
- 4 契約の相手方 大田区中央二丁目 17 番 1 号
株式会社鏑谷工務店
代表取締役 鏑 谷 勉
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 5 月 31 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 48 号議案

大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立仲六郷小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）
外壁改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札に付したが落札者がいないため、随意契
約とする。
- 3 契約金額 金 2 億 1,065 万円
- 4 契約の相手方 大田区新蒲田一丁目 6 番 2 号
幸建設株式会社
代表取締役 中 本 晴 邦
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 2 月 12 日まで

（提案理由）

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39
年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 49 号議案

大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立池上第二小学校外壁改修その他工事（Ⅱ期）
外壁改修工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 2 億 119 万円
- 4 契約の相手方 大田区東矢口一丁目 6 番 18 号
横山建設株式会社
代表取締役 横 山 実
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 3 月 15 日まで
(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 50 号議案

大田区役所本庁舎空調設備改修その他工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区役所本庁舎空調設備改修その他工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区役所本庁舎空調設備改修その他工事
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 2 億 1,560 万円
- 4 契約の相手方 大田区大森北二丁目 3 番 15 号
大田空調衛生協同組合
代表理事 小 國 博 明
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 51 号議案

仮称羽田空港公園整備工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

仮称羽田空港公園整備工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 仮称羽田空港公園整備工事
- 構造物撤去工
 - 公園施設等撤去・移設工
 - 敷地造成工
 - 植栽基盤工
 - 植栽工
 - 給水設備工
 - 雨水排水設備工
 - 汚水排水設備工
 - 電気設備工
 - 通信設備工
 - ガス設備工
 - 園路広場整備工
 - 修景施設整備工
 - 遊具施設整備工
 - スポーツ施設整備工
 - サービス施設整備工

管理施設整備工

建設施設組立設置工

- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 13 億 2,000 万円
- 4 契約の相手方 港区元赤坂一丁目 5 番 8 号
株式会社かたばみ
代表取締役 高野博信
- 5 工期 契約有効の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 52 号議案

大田区ふれあいはずぬま校舎棟取壊しその他工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区ふれあいはずぬま校舎棟取壊しその他工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区ふれあいはずぬま校舎棟取壊しその他工事
取壊し工事
外構撤去工事
インフラ引込み工事
体育館棟スロープ新設工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札に付したが落札者がいないため、随意契
約とする。
- 3 契約金額 金 4 億 4,253 万円
- 4 契約の相手方 大田区東矢口二丁目 17 番 19 号
門倉・カイトイ建設工事共同企業体
代表者 大田区東矢口二丁目 17 番 19 号
門倉工業株式会社 東京営業所
東京営業所所長 川 嶋 明 男
構成員 大田区千鳥三丁目 8 番 8 号
カイトイ工業株式会社
代表取締役 矢 作 肇
- 5 工 期 契約有効の日から令和 9 年 12 月 24 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 53 号議案

大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事請負契約
について

下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区立入新井第二小学校校舎（棟番号①－1ほか）取壊し工事
取壊し工事
外構撤去工事
取壊し工事に伴う設備機器移設工事
- 2 契約の方法 制限付一般競争入札に付したが落札者がいないため、随意契約とする。
- 3 契約金額 金 2 億 5,905 万円
- 4 契約の相手方 大田区北馬込二丁目 32 番 4 号
第一・酒井建設工事共同企業体
代表者 大田区北馬込二丁目 32 番 4 号
第一解体工事株式会社
代表取締役 森 悦 子
構成員 大田区南雪谷一丁目 6 番 6 号
酒井建設工業株式会社

代表取締役 中 島 聖 智

5 工 期 契約有効の日から令和9年2月26日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和39年条例第5号）第2条の規定に基づき、この案を提出する。

第 54 号議案

大田区役所本庁舎中央エレベーターリニューアル工事請負契約について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区役所本庁舎中央エレベーターリニューアル工事請負契約について
下記のとおり工事の請負契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 大田区役所本庁舎中央エレベーターリニューアル工事
昇降機設備改修工事 6 基
- 2 契約の方法 随意契約による契約
- 3 契約金額 金 10 億 540 万円
- 4 契約の相手方 品川区大井一丁目 28 番 1 号
東芝エレベーター株式会社 東京支社
支社長 塩 路 孝 也
- 5 工 期 契約有効の日から令和 11 年 3 月 15 日まで

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 55 号議案

大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事

(Ⅱ期) 請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事

(Ⅱ期) 請負契約の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当 初 金 額 金 18 億 1,516 万 7,200 円

第 1 回変更後金額 金 18 億 2,244 万 7,000 円

第 2 回変更後金額 金 18 億 4,604 万 2,000 円

今回変更後金額 金 19 億 6,473 万 2,000 円

(提案理由)

令和 5 年第 4 回区議会定例会において議決された、大田区立赤松小学校及び仮称大田区北千束二丁目複合施設改築その他工事 (Ⅱ期) 請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項 (インフレスライド条項) を適用したことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例 (昭和 39 年条例第 5 号) 第 2 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 56 号議案

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（I 期）請負契約
の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（I 期）請負契約
の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額及び工期

2 変更する内容

(1) 契約金額

当 初 金 額 金 5 億 8, 300 万円

今回変更後金額 金 6 億 2, 317 万 2, 000 円

(2) 工 期

当 初 工 期 令和 8 年 7 月 31 日

今回変更後工期 令和 8 年 8 月 14 日

(提案理由)

令和 6 年第 3 回区議会定例会において議決された、大田区立入新井第二小学校校舎改築その他機械設備工事（I 期）請負契約について、工事請負契約書約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用したこと及び労働基準監督署等の現場検証により工事工程を変更する必要性が生じたことなどのため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2

条の規定に基づき、この案を提出する。

第 57 号議案

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－ 1、 2 ほか）取壊し工事請負契約
の変更について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 26 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立東調布中学校校舎（棟番号①－ 1、 2 ほか）取壊し工事請負契約
の変更について

下記のとおり契約の一部を変更する。

記

1 変更する事項

契約金額

2 変更する内容

当 初 金 額	金 3 億 2, 791 万円
第 1 回変更後金額	金 3 億 6, 132 万 8, 000 円
第 2 回変更後金額	金 3 億 6, 195 万 5, 000 円
今回変更後金額	金 3 億 8, 481 万 3, 000 円

（提案理由）

令和 7 年第 1 回区議会定例会において議決された、大田区立東調布中学校校舎
（棟番号①－ 1、 2 ほか）取壊し工事請負契約について、地中障害物が発見され、
撤去処分する必要が生じたため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公
の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、この案を提
出する。